

宮代町国民健康保険税条例の一部改正について

1. 専決理由

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、緊急に宮代町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じたことから、宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分の上、同日に公布したものです。

2. 条例の概要

地方税法施行令の改正（令和6年4月1日施行）に伴う改正
低所得者に係る国保税の軽減判定基準額の見直し

【第23条】

軽減割合 (均等割額)	軽減判定基準額（基準となる所得金額）	
7割軽減	改正なし (参考)	$43 \text{万円} + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
5割軽減	改正前	$43 \text{万円} + \underline{29} \text{万円} \times \text{被保険者数} + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
	改正後	$43 \text{万円} + \underline{29.5} \text{万円} \times \text{被保険者数} + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
2割軽減	改正前	$43 \text{万円} + \underline{53.5} \text{万円} \times \text{被保険者数} + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
	改正後	$43 \text{万円} + \underline{54.5} \text{万円} \times \text{被保険者数} + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

- ・給与所得者等とは、給与所得者（給与収入55万円超）及び公的年金所得者（65歳未満の場合は公的年金等収入が60万円超、65歳以上の場合は公的年金等収入が125万円超）の方を指します。
- ・給与所得者等が世帯に2人以上いる場合は、その合計数から1を引いた数×10万円を加えて計算します。
- ・65歳以上の方は、公的年金所得額から15万円を控除して計算します。

3. 条例の施行日 令和6年4月1日